

むろらん



# 市政だより

1月／15日

昭和46年 No. 260



厳寒の中、輸出入で賑う西3号ふ頭

## 年あけて 荷揚げ作業も活発

年あけとともに、寒波が押し寄せ、一段と寒さが増してきました。

その寒風をついて、西三号ふ頭では、遠く南半球から運ばれてきた「ニッケル鉱」の積み降ろしが盛ん…このほか、チップ、バナナ

の輸入が続いており、アンローダーやクレーンの力強い音が響き、国際貿易ふ頭らしい活気を見せて

います。

ことしは、崎守公共ふ頭はじめ港湾整備が一層充実されます。



## 55年目標の 基本構想実現のため

# 健康で豊かな まちづくり

健康で、豊かな、  
だれもが住みたくな  
るようなまち——こ  
れはみんなの願いで  
す。

日程で「市民のつどい」を開きま  
す。多数の方の参画をお願いしま  
す。

△日程と会場▽

(各会場とも18時から)

1月25日 中島文所会議室

26日 本輪西文所会議室

27日 東支所会議室

28日 輪西市民会館大ホール

29日 文化センター会議室

本構想をまとめ、一月一日号市政  
だよりでその概要をお知らせしま  
したが、みなさんに「基本構想」  
の内容を知つていただき、ご意見  
をお聞きして、市民総ぐるみのま  
ちづくりを進めるために、つきの  
建築基準法の規定にもとづく、  
「建ぺい率」の緩和区域が、昭和  
四十五年十二月二十五日付で指定  
告示されました。

今まで、防

火、準防火地域

以外の住居地域

準工業地域、工

業地域内で建築

される場合、建

ぺい率は、敷地面積から三〇平方  
メートルをひいたのこりの面積の  
六割までとなつておりましたが、  
この緩和によつて、三〇平方メー  
トルのひきさりがなくなり、敷地  
面積の六割まで建つことができ  
るようになりました。

## 建ぺい率が緩和 敷地面積の六割に

確認申請手数料が改正

市では、昭和五十  
五年を目標とした基  
本構想をまとめ、一月一日号市政  
だよりでその概要をお知らせしま  
したが、みなさんに「基本構想」  
の内容を知つていただき、ご意見  
をお聞きして、市民総ぐるみのま  
ちづくりを進めるために、つきの  
建築基準法の規定にもとづく、  
「建ぺい率」の緩和区域が、昭和  
四十五年十二月二十五日付で指定  
告示されました。

くわしくは、市役所建築指導課  
(電話二局一一一一番、内線三三  
八番、三三七番)におたずねください。

## 市民のつどい

市街化区域と市街化調整区域の説明もあ  
わせて行ないますので、ぜひお聞きくだ  
さい。

## はたちになつて



新日本製鐵(株)室蘭製鐵所  
秘書課人事掛

工藤 利恵 (20才)

社会へ出て二年目、二十才

になりました。私も一

応大人、自分では

二十才というとし

にはあまりこだわ

ってはいないので

ですが、それでも選挙

権が与えられることは

責任を持つことにつながつて

くるでしよう。自然と心構え

ができるてくるのです。

学生のころ、私は二十才の

成長した自分を想像していま

した。しかし、現在の私には

成長が見られるかどうか?

自分で判断できない状態で

す。正直にいって今までの  
毎日の生活が惰性でしかなか  
った——そんな気持です。

いま振り返つて見ても、な  
んにも充実感が湧いてこないの

る自分であるために——



私が二十才の誕生日をむか

えたとき、友人から「人を動

かす」(デール・カーネギー著)

ントされました。こ

の本は、人間関係

の実話をもとに書

かれているもので

人間関係のむずかし

さは理屈でわかつてい

ても実際とはずいぶん違つ

くるものと感じました。

今、私が思うことは、自分

のベースで絶対背伸びをしな

いことと反省の気持を常に忘

れないとことです。

はたちの年は、誓いをたて

る——とよくいわれますが、

そればかりでなく、今までの

生活を振りかえつて反省の

気持を持つことも必要ではな

いでしょうか? 責任のもと

も充実感が湧いてこないの

らといって、大人になった

まといまでの生活が一変す

るとは思つていい。ただ、

いままでの生活を反省し、一

歩前進したい氣持で一杯——

それには、実行力が必要に

なつてくるでしょうが、なん

でも吸収し、知識を広めたい

年代ですので、私も人並に意

欲は持つております。それを

実行するとなると、自分に對

してきびしい態度でいつもい

ることでしよう。私はその氣

持をいつまでも持ち続けたい

と思います。それを

なつてくるでしょうが、なん

でも吸収し、知識を広めたい

年代ですので、私も人並に意

欲は持つております。それを

なつてくるでしょうが、なん

でも吸収し、知識を広めたい

年代ですので、私も人並に意

</



## 米穀通帳

### 有効期限延長

米穀類購入通帳の有効期限が、つぎのとおり延長されておりますので引きつづき使用ください。

①一般用米穀通帳は昭和四十六年十一月三十日まで有効

②職場加配用通帳は昭和四十六年十月三十一日まで有効

③業務用通帳は昭和四十六年十月三十一日まで有効

\*通帳を紛失された方は市役所市民課か支所出張所で再交付を受けしてください。

### 引揚者特別交付金

#### 申請期限せまる

—3月31日まで—

引揚者特別交付金の請求期限は

つぎに該当される方で、まだ申

請手続きをしていない方はすぐ市

福祉事務所社会課（市役所二階）

に手続きをしてください。

身体障害者の運転免許取得に  
訓練費の補助と  
訓練車の貸付

相談員  
札幌法務局室蘭支局長

と  
き  
九時～十六時まで  
市役所市民相談室

秘密はかたく守られます。

③外地に昭和二十年八月十五日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた方。  
④外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた方。  
⑤外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた方。

・対象者：重度（二級または二級）の下肢障害者で、自立更生の促進がはかられる方

方で、日本滞在中終戦によってその生活の本拠を有していた外地へもどることができなかった方。  
④南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の

本拠を有していた方。  
⑤以上のいずれかに該当される方で、引揚前死亡者および引揚後死亡者の遺族の方（遺族の範囲は配偶者、子、父母、孫）

戸籍のことで困つて  
いる方はおりませんか

戸籍や国籍のことで困つたり、悩んでいる方はおりませんか。つきのとおり戸籍・国籍無料相談所が開設されますので気軽に相談してください。

戸籍を紛失された方は市役所市民課か支所出張所で再交付を受けしてください。

\*くわしくは、市役所住宅課におたずねください。申し込み用紙は市役所支所にあります。

資格  
市内に住む方または勤務先があつて税金を滞納していない方で、収入が基準（表）以内である方。

受付  
市役所住宅課で受付

## 市営住宅の補充 入居者を募集

市営住宅の補充入居者を、つきのとおり募集します。

\*くわしくは、市福祉事務所福祉自動車学校（登別市鷺別町）に相談係におたずねください。

給与所得者收入基準		
種別 扶養家族数	第1種	第2種 (A) (B)
0人	460,001～700,000円迄	460,000円以内
1	505,001～745,000 "	505,000 "
2	550,001～790,000 "	550,000 "
3	595,001～835,000 "	595,000 "
4	640,001～880,000 "	640,000 "
5	685,001～925,000 "	685,000 "

### <乳幼児相談>無料

1月25日 市役所保健室 9.30～11.00  
26日 本輪西支所 13.00～14.00  
2月1日 市役所保健室 9.30～11.00  
2日 衛生輪西分室 10.00～11.00  
8日 市役所保健室 9.30～11.00  
9日 本輪西支所 13.00～14.00

### <三才児健康相談>無料

2月18日 祝津出張所  
・対象者…市内の満三才の子ども  
・受付時間…9時30分～11時  
13時～14時まで

### <離乳食講習>無料

2月19日 衛生輪西分室 13時から  
・対象者…45年10月・11月に生まれた赤ちゃんをお持ちの母親

\*定員50名 市衛生課に申込みください

### <家族計画指導>無料

2月5日 衛生輪西分室 10時から

### <定期予防接種>毎週

火曜日 衛生輪西分室 13.00～15.00  
水曜日 中島支所  
木曜日 市役所保健室  
金曜日 市役所保健室  
本輪西支所

\*接種種目…種痘 三種混合。小学入学前（種痘、ジフテリア）インフルエンザ（2才以上）です。



### 幼児学級を 開講します

—室蘭保健所—

期

日：二月九日、十六日、二

十三日、三月九日、十

六日、二十三日の六日

間（一コース）

時間（一コース）

（胆振支所内）

開講しますので、ふるって受講く

ださい。

室蘭保健所では、正しいしつけ  
といふな子どもを育てるため  
の「幼児学級」を、つぎのとおり  
開講しますので、ふるって受講く  
ださい。

対象者…生後一年三ヵ月から一  
年六ヵ月までの幼児を  
ねください。

\*くわしくは申し込み先におたずねください。